

# アンカーニュース

## 4月から登録免許税の対象拡大

政府は資格や事業の免許登録にかかる登録免許税の課税対象を4月から広げます。行政書士や小型船舶操縦士などこれまで非課税だった約150種類を新たに対象とします。税額は最大で15万円程度です。すでに弁護士や医師などは課税対象となっているため、税制上の不公平感をなくするのが狙いのようです。財務省は20億円の増収を見込んでいます。

《新たに課税する資格の一例》

- 行政書士 税額3万円
- 海事補佐人 税額3万円
- 測量士 税額3万円
- 小型船舶操縦士 1級＝税額2,000円、2級＝税額1,800円

《新たに事業を始める際にかかる課税の一例》

- 生命保険代理店の登録 1万5,000円
- 医薬品製造業許可 9,000円
- 労働者派遣事業の許可 9,000円

今回の課税措置は今国会で月内に成立する見通しの2006年度税制改正法案に盛り込まれています。課税対象は現在の約250とあわせて約400になります。現行の銀行業免許（15万円）や、弁護士・医師の登録（6万円）の税額などは見直さない模様です。

（平成18年3月23日 日本経済新聞 第5面）



発行者

合同事務所 アンカー

（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）

〒105-0004 東京都港区新橋五丁目10番8号

クレグラン新橋Ⅱ4階

TEL 03-3433-4567 FAX 03-3433-4578

担当：朝比奈